

(写)

5 消安第 534 号

令和 5 年 4 月 20 日

(各都道府県肥料・農薬担当主務部(局)長)宛

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止のために肥料・農薬販売業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について(再周知等の依頼)

平素より肥料・農薬行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

貴都道府県におかれては、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、別添の「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために肥料・農薬販売業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について(依頼)」(令和 5 年 3 月 3 日付け 4 消安第 6760 号)に基づき、貴都道府県管轄の肥料・農薬販売業者等に対して、肥料・農薬販売業者等がとるべき措置の周知・指導をされているものと承知しています。

本年 5 月に G 7 広島サミット等の開催が予定されている中、爆発物の原料となり得る化学物質に係るこれまでの対策について、より一層の徹底が求められているところです。

つきましては、貴都道府県におかれては、行政区域内の爆発物の原料となり得る肥料・農薬の販売業者に対し、改めて上記通知の内容について、周知・指導の徹底をお願いいたします。

なお、本件については、別紙のとおり、当職より肥料・農薬関係団体の長に通知していることを申し添えます。